

## 全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書

近年、家族等の介護や世話を無償で担うケアラーの負担が深刻な社会問題となっており、とりわけヤングケアラーについては、法改正により、国及び地方公共団体による支援が法的に義務づけられたところです。

ケアラーは、子どもに限られるものではなく、働きながら家族を介護するワーキングケアラー、育児と介護を同時に担うダブルケアラーなど、多様化、複雑化しており、ケアラーが抱える問題は、肉体的な疲弊にとどまらず、精神的な孤立、経済的な困窮、学びや就業の機会喪失などを招き、人生の様々な局面に多大な影響を及ぼしています。

国においても、経済財政運営と改革の基本方針2025において、年代や就労の有無を問わず、ケアラー支援の必要性が明記されましたが、現在の取組は、地方公共団体への支援にとどまり、ケアラー全体を対象とした包括的な法制度はいまだ整備されていません。また、現在の支援は、介護、障害、子育てなどの制度の枠組みごとに分かれており、ケアラー本人への支援は十分とは言えず、地域や自治体によって、支援内容にも差が生じています。

よって、政府は、全てのケアラーが個人の尊厳を保ち、社会から孤立することなく、安心して生活し、就労や学びなど社会参加を継続できるよう、下記の措置を速やかに講じるよう強く求めます。

### 記

1. ヤングケアラーに限らず、全てのケアラーを対象とした包括的な支援の基本理念を明確にすること。
2. ケアラーを支援するための実態把握、相談支援、情報提供、休息の確保等について、分野横断的に取り組む法的枠組みを整備すること。
3. 地方公共団体が地域の実情に応じた支援を安定的に実施できるよう、必要な財政措置を講じること。
4. ケアラー支援に関する国民の理解を深めるための普及、啓発を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年6月26日

枚方市議会議長 大地正広

〈提出先〉

内閣総理大臣  
厚生労働大臣

財務大臣  
内閣府特命担当大臣（こども政策）

文部科学大臣